

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和7年4月17日(2025.4.17)

【公開番号】特開2023-175346(P2023-175346A)

【公開日】令和5年12月12日(2023.12.12)

【年通号数】公開公報(特許)2023-233

【出願番号】特願2022-87749(P2022-87749)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/72(2006.01)

A 6 1 K 8/81(2006.01)

A 6 1 K 8/73(2006.01)

A 6 1 Q 19/10(2006.01)

A 6 1 K 8/02(2006.01)

A 6 1 Q 5/02(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 K 8/72

A 6 1 K 8/81

A 6 1 K 8/73

A 6 1 Q 19/10

A 6 1 K 8/02

A 6 1 Q 5/02

20

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月9日(2025.4.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) 1質量%水溶液の30 における粘度が500 mPa・s以上であるカチオン性ポリマー、(B) アニオン性ポリマー、(C) 寒天、及び、水を含む身体用水性組成物。

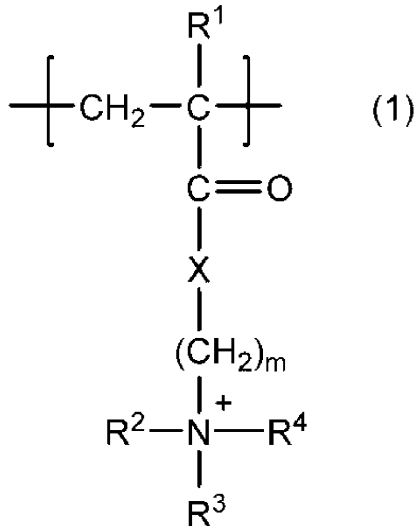
【請求項2】

前記成分(A)が下記一般式(1)で表される構成単位を含むポリマーである、請求項1に記載の身体用水性組成物。

40

50

【化 1】



10

20

30

40

50

式(1)中、 R^1 は水素原子又はメチル基であり、 $\text{R}^2 \sim \text{R}^4$ はそれぞれ独立に、炭素数1以上4以下のアルキル基である。 X は $-\text{O}-$ 又は $-\text{NH}-$ であり、 m は1以上4以下の数である。

【請求項3】

前記身体用水性組成物中に含まれる前記成分(A)及び前記成分(B)の合計量に対する前記成分(C)の質量比 $[(C) / \{(A) + (B)\}]$ が0.01以上1.0以下である、請求項1に記載の身体用水性組成物。

【請求項4】

前記身体用水性組成物中に含まれる前記成分(B)に対する前記成分(A)の質量比 $[(A) / (B)]$ が1.0以上3.0以下である、請求項1に記載の身体用水性組成物。

【請求項5】

前記成分(B)が(B1)(メタ)アクリル酸由来の構成単位を含む架橋型重合体及びアニオン性多糖類からなる群から選ばれる1種以上を含む、請求項1に記載の身体用水性組成物。

【請求項6】

前記成分(B1)がアルギン酸又はその塩である、請求項5に記載の身体用水性組成物。

【請求項7】

前記成分(B)がさらに(B2)前記成分(B1)以外のアニオン性ポリマーを含む、請求項5に記載の身体用水性組成物。

【請求項8】

前記成分(B2)が分子量1,000以上30,000以下の、(メタ)アクリル酸由来の構成単位を含む非架橋型重合体である、請求項7に記載の身体用水性組成物。

【請求項9】

さらに(D)前記成分(C)以外のノニオン性ポリマーを含有する、請求項1に記載の身体用水性組成物。

【請求項10】

前記成分(D)がポリアルキレングリコール又はその誘導体、及び、ビニルピロリドン由来の構成単位を含む重合体からなる群から選ばれる1種以上である、請求項9に記載の身体用水性組成物。

【請求項11】

前記身体用水性組成物を水で20倍希釈した水溶液の25におけるpHが6.0以下である、請求項1に記載の身体用水性組成物。

【請求項 1 2】

前記成分(A)が塩化メタクリロイルエチルトリメチルアンモニウム重合体、及びN,N-ジメチルアミノエチルメタクリル酸ジエチル硫酸塩・N,N-ジメチルアクリルアミド・ジメタクリル酸ポリエチレングリコール共重合体からなる群から選ばれる1種以上である、請求項1に記載の身体用水性組成物。

【請求項 1 3】

請求項1～12のいずれか1項に記載の身体用水性組成物を含む化粧品組成物。

【請求項 1 4】

請求項13に記載の化粧品組成物を毛髪に適用し、次いで、該毛髪を温度80℃以上に加熱する工程を有する、毛髪処理方法。

10

20

30

40

50